随意契約結果及び契約の内容

脚旦竿の夕針及び料具	D.5. 供近国诺烘近即由口中诺炼县欧凯牌校缮
物品等の名称及び数量	R 5 横浜国道横浜駅東口歩道橋昇降設備修繕
契約担当官等の氏名	分任支出負担行為担当官
並びにその所属する	関東地方整備局
部局の名称及び所在地	横浜国道事務所長 宮本 久仁彦
	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2
型約締結日	令和5年5月26日
契約の相手方の	日本オーチス・エレベータ(株)神奈川支店
氏名及び住所	神奈川県横浜市中区日本大通 18
契約金額	
(消費税及び	¥3,168,000-
地方消費税含む)	
予定価格	
(消費税及び	¥4,356,000-
地方消費税含む)	
随意契約による こととした理由	本修繕は、国道1号横浜市西区高島2丁目地先にある横浜駅東口横 断歩道橋の昇降設備エレベータの駆動用ポンプを交換する作業を行う ものである。 対象のエレベータは、横浜駅東口に設置されていることから、利用 者数が多く、高稼働な設備であり、仮に運行を停止した場合、利用者へ の負担や通行への支障が大きい設備である。 これまでの定期点検でエレベータの駆動用ポンプから作動液が漏れ る不具合が継続しており、現状のままエレベータを高稼働で継続使用 した場合、駆動用ポンプから作動液が大量に漏れ出す危険性があるた め早急な駆動用ポンプ及び部品類の交換が必要となっている。 このため、上記業者は現在、当該エレベータの点検業務を受注して いる他、昇降設備の製造メーカーであり、設備の構造を十分熟知して いることから早急な交換修繕が行える唯一の者である。 よって、上記業者と随意契約を行うものである。
備考	